

障害年金に該当する患者様がおられませんか？

京都ロービジョンネットワーク代表 中路 裕

障害年金は、見えにくい方の経済的支援として大きな意味を持ちます。しかし申請には

①障害程度、②年金保険料の納付要件、③傷病の初診日確認、これらすべてが基準に該当し、かつ書面での証明が必要です。特に、②及び③は障害年金の制度を理解した上での傷病・受診歴の丁寧な聞き取りを要し、医療機関では対応が困難です。

この度、京都ロービジョンネットワークに「NPO 法人障害年金支援ネットワーク」が構成団体に加わり、障害年金申請について、社会保険労務士との連携が可能となりました。先生方におかれましては、①障害程度（下記の表参照）に該当する患者さんに、障害年金の案内をお願いいたします。患者さんに「障害程度以外の要件も満たせば受給の可能性はある（注：受給は確定ではありません）」ので、いちど相談してみませんか」とお伝えいただき、京都ロービジョンネットワークにご連絡ください。担当者が②③について確認し該当すれば申請・受給まで支援します（注：初回相談は無料です。追加相談は有料になる場合があります）。

障害程度と障害年金の等級について

「障害程度以外の要件も満たせば受給の可能性がある


ので、いちど相談してみませんか」と患者さんにお声がけください。(注：受給は確定ではありません)

<基本的なこと>

- 1) ①障害程度、②年金保険料の納付要件、③傷病の初診日確認、これら全てが基準に該当し、かつ書面で証明できることが必要です。
- 2) 障害年金の申請は、特例を除き原則として、20歳以降65歳の誕生日の前々日までです。
- 3) 申請する障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日(初診日)において被保険者であった年金(国民年金・厚生年金など)により障害基礎年金・障害厚生年金などを申請することになります。
- 4) 初診日が20歳未満の場合は、障害基礎年金を申請します。ただし20歳未満でも厚生年金・共済年金の被保険者は障害厚生年金などを申請します。
- 5) 3級相当での申請の場合は、初診日に厚生年金等に参加している必要があります(国民年金には3級はありません)。
- 6) 視野障害2級での申請は、求心性視野狭窄・輪状暗点である場合で、中心暗点・不規則視野狭窄・半盲などは視野障害では原則として認められません。
- 7) 生活保護受給者であることが、申請の除外対象にはなりません。

障害程度と等級 (身体障害者手帳の等級とは異なります) *「両眼の」=右眼において、かつ、左眼において		初診日に厚生/共済年金に加入	初診日に国民年金に加入 又は二十歳未満
		障害厚生年金 (障害基礎年金に上乗せされる)	障害基礎年金
1級	・両眼の視力の和が0.04以下	月額(目安) 約12万~18万円 (障害基礎年金含む)	月額 81,426円
2級	・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下 ・両眼の視野(I/2指標)が5度以内 ・両眼の視野(I/4指標)が10度以内かつ(I/2指標)10度以内の8方向の角度の合計が56度以内 ※求心性視野狭窄、輪状暗点であるもの	月額(目安) 約10万~14万円 (障害基礎年金含む)	月額 65,141円
3級	・両眼の視力がそれぞれ0.1以下 【傷病が治らないもの】 ・一眼の視力が0.1以下 ・両眼の視力が0.6以下 ・両眼による視野(I/4指標)が1/2以上欠損 ・両眼の視野(I/4指標)が10度以内 ・両眼のまぶたに著しい欠損 ・両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害 ・身体の機能に、労働が制限を受ける程度の障害を残すものなど	月額(目安) 約5万~7万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <参考資料> 『障害年金ガイド』 日本年金機構発行 https://www.nenkin.go.jp/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf </div>

相談・問い合わせ先 京都ロービジョンネットワーク総合相談窓口(京都ライトハウス内)

 075-462-4400 (支援依頼書もご活用下さい)